

令和2年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和2年5月26日	
2	招集日	令和2年6月2日	
3	提出議案件数	28件	
		予算 5件	
		条例 8件	
		その他 15件	
4	議案等件名		
	議案第37号	西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	1
	議案第38号	令和2年度西条市一般会計補正予算（第1回）の専決処分について	
	議案第39号	令和2年度西条市一般会計補正予算（第2回）について	
	議案第40号	令和2年度西条市一般会計補正予算（第3回）について	
	議案第41号	令和2年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について	別冊
	議案第42号	令和2年度西条市介護保険特別会計補正予算（第1回）について	
	議案第43号	令和2年度西条市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	
	議案第44号	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託契約の締結について	
	議案第45号	新たに生じた土地の確認について	3
	議案第46号	字の区域の変更について	4
	議案第47号	西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について	5
	議案第48号	西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	6
	議案第49号	西条市税条例の一部を改正する条例について	7
	議案第50号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12
	議案第51号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営	

	に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 5 2 号	西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 5 3 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 6
議案第 5 4 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について	1 7
報告第 3 号	令和元年度西条市継続費繰越計算書について	1 9
報告第 4 号	令和元年度西条市繰越明許費繰越計算書について	2 0
報告第 5 号	令和元年度西条市事故繰越し繰越計算書について	2 1
報告第 6 号	令和元年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について	2 2
報告第 7 号	西条市土地開発公社の経営状況について	2 3
報告第 8 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	2 4
報告第 9 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	2 5
報告第 1 0 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	2 6
報告第 1 1 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	2 7
報告第 1 2 号	権利の放棄について	2 8

議案第 37 号 西条市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が令和2年3月31日に公布され、その一部が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

(1) 市民税に係る改正

ア 肉用牛売却所得の課税特例措置の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長(令和3年度⇒令和6年度)する。

(課税特例措置の内容)

肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置されている制度。家畜取引法に規定する家畜市場や食肉卸売市場等で肉用牛を売却したとき、1頭当たり100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで所得税や住民税が免除される。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長

現行の適用期限を3年延長(令和2年度⇒令和5年度)する。

(課税特例措置の内容)

優良住宅地の造成等を目的として、当該売却年の属する1月1日現在で所有期間5年超の土地を譲渡した場合、当該譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分に対しては、長期譲渡所得の住民税率が5%⇒4%に軽減される。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 4 4 号 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託契約の締結について

(衛 生 課)

1 提出の理由

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事を愛媛県及び東予 5 市町において共同して行う。

(1) 契約金額

3 2 9, 8 5 5, 0 0 0 円

（総額 1, 8 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円のうち、本市負担分）

(2) 契約の相手方

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

理事長 服 部 正

(3) 工事内容

焼却溶融炉施設、受入れ供給施設その他関連する施設の解体撤去工事一式

議案第45号 新たに生じた土地の確認について

(港湾河川課)

1 提出の理由

新たに生じた土地の確認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

令和2年4月10日付けで県の公有水面埋立工事により、西条市ひうち字西ひうち5番及び6番1の地先に造成された面積57,651.19平方メートルの土地がしゅん功したため、当該土地が西条市の地域であることの確認を行うものである。

議案第46号 字の区域の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

愛媛県が埋立てを行った57,651.19平方メートルの土地を、「新たに生じた土地」として確認後、区域を設定する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

新たに生じた土地を、隣接地である「ひうち字西ひうち」の区域に編入しようとするものである。

議案第 47 号 西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について  
(衛生課道前クリーンセンター施設整備室)

1 提出の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的として、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

- (1) 対象となる一般廃棄物処理施設の種類を定める。
- (2) 市が生活環境影響調査結果を縦覧に供する場合に告示する事項を定める。
- (3) 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとする時に実施する生活環境影響調査の結果を縦覧に供しようとする際に市長に届け出る書面の記載事項を定める。
- (4) 縦覧の場所を定める。
- (5) 縦覧の期間を定める。
- (6) 意見書の提出先を定める。
- (7) 意見書の提出期限を定める。
- (8) 縦覧の期間及び意見書の提出期限の特例を定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 48 号 西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動  
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につい  
て

(選挙管理委員会)

1 提出の理由

公職選挙法の一部を改正する法律(平成29年法律第66号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市議会議員の選挙における候補者が負担する選挙運動用ビラを、国政選挙の単価に準じた7円51銭に法定の作成枚数4,000枚を乗じた金額の範囲内で、公費負担とする。

また、併せて西条市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年西条市条例第11号)を附則において廃止し、同条例に規定する西条市長選挙における選挙運動用ビラの公費負担に関する規定を統合する。

3 施行期日

公布の日



議案第49号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課・資産税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 寡婦(寡夫)控除の見直し(ひとり親控除)

婚姻歴の有無による不公平を是正するため、これまで控除の対象でなかった未婚のひとり親に対し、寡婦(寡夫)控除を適用するよう改正するとともに、現行制度の男性のひとり親と女性のひとり親の間の制度の不均衡を是正するため、寡婦(寡夫)控除そのものの対象要件の見直しを行う。

【ひとり親控除制度】

控除対象	所得要件	基本要件	控除額
寡婦 寡夫 未婚のひとり親	年間所得金額 500万円以下	生計を一にする子を扶養する単身者(子の前年の総所得金額が480,000円以下であること。)	300,000円

※ 下記の者については、従来どおりの寡婦控除の適用が継続される。

控除対象	所得要件	基本要件	控除額
寡婦	年間所得金額 500万円以下	生計を一にする子以外の扶養親族(親、孫等)を有する寡婦	260,000円
	同上	扶養親族はいないが、夫と死別した寡婦	260,000円

(2) 個人市民税の人的非課税措置の見直し

【改正前】

非課税対象者	所得要件
寡婦	前年の合計所得金額 1,350,000 円以下
寡夫	
単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している 18 歳以下の児童の父又は母）	

【改正後】

非課税対象者	所得要件
寡婦	前年の合計所得金額 1,350,000 円以下
寡夫	
ひとり親（児童扶養手当の受給の有無に限定しない。）	

(3) 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し

葉巻たばこと紙巻きたばこの税負担の均衡化を図るため、軽量の葉巻たばこに対する課税方式を、重量比例課税方式から本数課税方式に改正する。

なお、激変緩和措置として、下記の 2 段階で実施する。

段階	施行期日	対象となる 軽量葉巻たばこ	単位	紙巻きたばこへの 換算率
1	令和 2 年 10 月 1 日	製品重量 0.7 g / 本未満	1 本当たり	紙巻きたばこ 0.7 本
2	令和 3 年 10 月 1 日	製品重量 1 g / 本未満	1 本当たり	紙巻きたばこ 1 本

(4) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

低未利用土地等の活用促進を図るため、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例措置が創設されたことに伴い、所要の改正を行う。

- (5) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応
- ア 現に所有しているもの（相続人等）の申告の義務化  
登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させる。  
※ 条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用
- イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大  
調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。  
※ 調査：住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問  
※ 令和3年度分以後の固定資産税について適用
- (6) 税負担軽減措置のうち条例改正が必要となる地域決定型特例
- ア 廃止
- (ア) 公害防止用設備に係る特例措置のうち大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する指定物質の排出抑制施設
- (イ) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する認定誘導事業者が取得した一定の公共施設の用に供する資産
- イ 見直し  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定する一定の発電設備に係る水力発電設備のうち一定規模以上のものの特例率を3/4とする。（現行2/3）  
※ 参酌基準と同率
- ウ 追加  
水防法（昭和24年法律第193号）の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地  
特例率2/3  
※ 参酌基準と同率
- (7) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
- ア 軽自動車税（環境性能割）臨時的軽減の延長  
自家用乗用車の取得時に課せられる「環境性能割」における1%軽減特例措置について、その期間を6か月延長する。  
【対象車両】 下記の期間内において購入登録された三輪以上の自家用車  
（現行）令和元年10月1日～令和2年9月30日  
（延長後）令和元年10月1日～令和3年3月31日

【特例措置】 税率を1%軽減

イ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に伴う措置

① 入居遅延者に対する住宅ローン控除特例措置の適用

(特別特定取得対象住宅)

特別特定取得対象住宅（令和元年10月1日～令和2年12月31日取得入居住宅）に対する基礎的要件を満たしながらも、コロナ関係で定める期限までに入居できなかった者に対する特例措置の適用

【対象者】 下記の期間内において住宅を取得して入居した住宅ローン利用者

(現行) 令和元年10月1日～令和2年12月31日に入居した者

(改正後) 上記期間内に入居できなかった者のうち、次に該当する者で、令和3年1月1日～12月31日迄の間に入居できる者

- ・令和2年9月30日までに住宅新築に係る工事契約を締結した者
- ・令和2年11月30日までに建売住宅・中古住宅の購入契約を締結した者
- ・令和2年11月30日までに増改築等に係る工事契約を締結した者

【特記事項】 住宅ローン控除は所得税から税額控除を行う制度であるが、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除があるとき、その残額を住民税から税額控除する。

② 入居遅延者に対する住宅ローン控除の適用（中古住宅の増改築）

既存住宅の取得をし、かつその住宅の増改築等を行った個人が、取得の日から6か月以内に入居できない場合において、下記に該当する者は住宅ローン控除の適用を受けることができる。

【対象者】 ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、その入居が取得の日から6か月を経過する日以後になったこと。

- ・中古住宅の増改築について、その工事契約を取得の日から5か月を経過する日又は法律の施行の日から2か月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。
- ・工事終了後6か月以内に入居すること。

【特記事項】 住宅ローン控除は所得税から税額控除を行う制度である

が、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除があるとき、その残額を住民税から税額控除する。

ウ イベント等の入場料等の払戻請求権を放棄した者に対する寄附金控除の適用

【対象者】 令和2年2月1日～令和3年1月31日に開催予定で中止等された国内文化芸術又はスポーツイベントの払戻請求権を放棄した者

【上限額】 200,000円

【特記事項】 所得税控除に併せ、住民税についても控除を適用する。

### 3 施行期日

公布の日。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日

- (1) 寡婦控除の見直し及び個人住民税の人的非課税措置の見直しに関する規定 令和3年1月1日
- (2) 市たばこ税の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに関する規定
  - ア 第1段階目 令和2年10月1日
  - イ 第2段階目 令和3年10月1日
- (3) 低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設 令和3年1月1日
- (4) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化 令和3年1月1日
- (5) イベント等の入場料等の払戻請求権を放棄した者に対する寄附金控除の適用 令和3年1月1日

議案第50号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)が施行されたことに伴い、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、遡って国民健康保険税の減免を行うことを目的として、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正

ア 基礎課税額の限度額を61万円から国が示す限度額基準の63万円に引き上げる。

イ 介護納付金課税額の限度額を16万円から国が示す限度額基準の17万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額	<u>63万円</u>	<u>61万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	(現行どおり)	19万円
介護納付金課税額	<u>17万円</u>	<u>16万円</u>

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げる。

区 分	軽減対象世帯の判定基準	
	改 正 案	現 行

7割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 ≤ 330,000 円
5割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000 円 + <u>285,000 円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者*数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000 円 + <u>280,000 円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者*数)
2割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 330,000 円 + <u>520,000 円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者*数)	世帯の合計所得 ≤ 330,000 円 + <u>510,000 円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者*数)

※特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、その後継続して同一の世帯に属するもの

- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設  
低未利用土地等の活用促進を図るため、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置が創設されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免の申請期限の改正  
減免の申請期限について、市長は、広範囲にわたる災害その他のやむを得ない理由により申請期限までに申請することができないと認めるときは、当該申請期限の到来のいかんにかかわらず、別に申請期限を定めることができることとし、新型コロナウイルス感染症についても適用する。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

ア 課税限度額の変更及び軽減判定所得の引上げ 公布の日

イ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設 令和3年1月1日

#### (2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和2年度以後の国民健康保険税について適用する。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免の申請期限の改正については、令和2年2月1日から適用する。

議案第 5 1 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(子育て支援課)

1 提出の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第21号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

放課後児童支援員になる者が修了しなければならない研修について、現行の都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修のほか、同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を加える。

3 施行期日

公布の日



議案第 5 2 号 西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第3号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市において行う後期高齢者医療に関する事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第53号 西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

西条市国民健康保険被保険者の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合に、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項の規定により傷病手当金を支給することを目的とし、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる西条市国民健康保険被保険者の被用者が、療養のため労務に服することができなくなったなどの支給要件を満たした場合、その期間に応じて被保険者の給与の額の約3分の2に相当する給付金が支給する。

3 施行期日

公布の日(傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用)

議案第 5 4 号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 9 8 号）が施行されたことに伴い、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って保険料の減免を行うことを目的として、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する者の令和 2 年度の介護保険料を、次のとおり引き下げる。

ア 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者

- ・生活保護受給者
- ・老年福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者
- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円以下の者

イ 第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者

- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 8 0 万円を超え 1 2 0 万円以下の者

ウ 第 4 条第 1 項第 3 号に該当する者

- ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 1 2 0 万円を超える者

エ 引下げ額等

		改正後	現 行	改正前後の差
第1号 該当者	介護保険料 (年額)	22,100 円	27,600 円	5,500 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.3	0.375	0.075 (7.5%の減)
第2号 該当者	介護保険料 (年額)	36,800 円	46,000 円	9,200 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.5	0.625	0.125 (12.5%の減)
第3号 該当者	介護保険料 (年額)	51,500 円	53,400 円	1,900 円の減
	対基準額 (73,600 円) 比	0.7	0.725	0.025 (2.5%の減)

- (2) 保険料の減免の申請期限について、市長は、広範囲にわたる災害その他のやむを得ない理由により申請期限までに申請することができないと認めるときは、当該申請期限の到来のいかんにかかわらず、別に申請期限を定めることができることとし、新型コロナウイルス感染症についても適用する。

3 施行期日  
公布の日

1 提出の理由

継続費を設定している事業について、令和元年度の未執行額を令和2年度へ逡次繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 継続費繰越予算の概要

【公共下水道事業特別会計】

○継続費繰越 1事業

繰越額		259,516,000円
充当財源	┌	繰越金(一般財源) 13,058,000円
		国庫支出金 129,758,000円
		市債 116,700,000円

報告第4号 令和元年度西条市繰越明許費繰越計算書について

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和2年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 14事業の合計

繰越額		1,132,055,000円
充当財源	国庫支出金	453,611,000円
	県支出金	82,140,000円
	市債	561,600,000円
	分担金	1,175,000円
	一般財源(繰越金)	33,529,000円

【公共下水道事業特別会計】

○繰越明許費 3事業の合計

繰越額		109,254,000円
充当財源	国庫支出金	50,720,000円
	市債	43,000,000円
	一般財源(繰越金)	15,534,000円

1 提出の理由

不測の事態により年度内完了が困難となった事業について、令和2年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法第220条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 事故繰越し繰越予算の概要

【一般会計】

○事故繰越し 3事業の合計

繰越額		34,066,000円	
充当財源	〔	国庫支出金	2,820,000円
		県支出金	19,221,000円
		市債	2,700,000円
		一般財源(繰越金)	9,325,000円

報告第6号 令和元年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について  
(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和元年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

予期せぬ社会的要因により、資材の入手が困難となり、本事業の年度内完了が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

429万円



1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和元年度決算関係

事業報告書  
財産目録  
貸借対照表  
損益計算書等

(2) 令和2年度予算関係

収益的収入及び支出予算		184,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,129,000円
	支払	173,000円

報告第8号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和元年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和2年度予算関係

経常収益	21,540,000円
経常費用	18,393,896円
差引（損益）	3,146,104円

報告第9号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について  
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和元年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和2年度予算関係

収入予算	76,254,000円
支出予算	75,790,000円
差引（損益）	464,000円

報告第10号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について  
(観光振興課観光産業創造室)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和元年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査報告書

(2) 令和2年度予算関係

収入予算	325,857,000円
支出予算	328,493,000円
差引(損益)	△2,636,000円

報告第11号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分  
について

(社会福祉課)

1 提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金163,600円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 4件

金額 162,122円